

## 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する件

現在、政府が検討している「食料・農業・農村基本計画」の見直しについて、食料自給率の引き上げ、食の安全・安定に結びつく施策を展開することが、日本農業の再生・発展につながると考えます。

食料自給率については、過去5年間、食料自給率が横ばいで推移してきた原因と関係諸施策の問題点を明らかにし、生産者と消費者の理解と協力のもと自給率引き上げ政策の推進が求められています。

政策対象者たる担い手のあり方については、意欲を持つ農業者及び地域で「育成すべき担い手」として推薦される者等を対象とすること、また、集落営農は、地域の条件に見合った多様な農業の展開を可能とするものとして位置付け、生産意欲がもてるような施策を講じることが問われています。

また、新たな経営安定対策（品目横断的政策等）については、農産物価格の低落をカバーし、耕作意欲をもてるような政策とすること、農地制度のあり方については、食料の安定供給を確保し、農業の多面的機能を維持するためにも土地・農地等土地利用規制の体系を整備し、農地を農地として利活用できる法律及び制度を早急に確立しなければなりません。

さらに、農業環境・資源保全政策の確立については、担い手以外の農家、非農家、地域住民などを含めた多様な主体参画を促し、有機農業など環境保全型農業の推進の支援、現行の中山間地域等直接支払制度を、効果的・効率的に見直し継続実施していくことが重要であります。

よって、国会及び政府におかれては、上記の事項の実現に向けて特段の取り組みをされるよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年12月17日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

様

仙台市議会議長

鈴木繁雄